

埋葬料・葬祭費の早見表（加入先別）

亡くなった人が加入していた健康保険ごとに | 登録不要・無料

金額は「どこに加入していたか」で変わります。協会けんぽの埋葬料は5万円(協会けんぽの案内)。健康保険組合・共済組合は上乗せの給付(付加給付・附加給付)がある組合もあり、額は組合ごと。国民健康保険・後期高齢者医療の葬祭費は、市区町村・広域連合が条例で決めるため地域ごとに違います(この早見表には特定の市区町村の金額は載せていません)。

加入していた健康保険	給付の名前	額の決まり方	請求できる人	請求先	時効	わが家に✓
協会けんぽ 全国健康保険協会(会社などの健康保険)	埋葬料／埋葬費／家族埋葬料	埋葬料5万円・家族埋葬料5万円。埋葬費は5万円の範囲内で、実際に埋葬に要した費用(協会けんぽの案内)	生計を維持されていた人で埋葬を行う人。いなければ実際に埋葬を行った人(埋葬費)。被扶養者が亡くなったときは被保険者	加入していた協会けんぽの支部(電子申請・郵送)	2年。埋葬料・家族埋葬料は死亡日の翌日から、埋葬費は埋葬日の翌日から	☐
健康保険組合 会社などの健康保険	埋葬料／埋葬費／家族埋葬料(付加給付がある組合も)	組合ごとに違う。健康保険法の埋葬料に、規約で付加給付を上乗せできる	健康保険法の定め(協会けんぽと同じ枠組み)	加入していた健康保険組合	2年(健康保険法 第193条)。起算日は組合で確認	☐
共済組合 国家公務員・地方公務員など	埋葬料／家族埋葬料(附加給付がある組合も)	共済組合ごとに違う。政令で定める金額に、附加給付を上乗せできる	死亡の当時被扶養者だった人で埋葬を行う人。いなければ埋葬を行った人。被扶養者が亡くなったときは組合員	加入していた共済組合(支部)	加入していた共済組合で確認	☐
国民健康保険 市区町村・国民健康保険組合	葬祭費(または葬祭の給付)	市区町村ごとに違う。市区町村の条例(国民健康保険組合は規約)で定める	葬祭を行った人(喪主)とする案内が多い	亡くなった人が加入していた市区町村の国民健康保険の窓口(国民健康保険組合は組合)	2年(国民健康保険法 第110条)。葬祭を行った日の翌日からとする案内	☐
後期高齢者医療制度 75歳以上の人など	葬祭費(または葬祭の給付)	広域連合ごとに違う。都道府県ごとの後期高齢者医療広域連合の条例で定める	葬祭を行った人(喪主)とする案内	亡くなった人の住所地の市区町村の後期高齢者医療の担当窓口	2年(高齢者医療確保法 第160条)。葬祭を行った日の翌日からとする案内	☐

- ・協会けんぽ:被保険者・被扶養者が業務外の事由により亡くなった場合に支給。「生計を維持されていた方」は、被保険者によって生活費の一部でも維持されている方であればよく、民法上の親族や遺族であることは問われません。埋葬費の「実際に埋葬に要した費用」は霊柩車代、霊柩運搬代、霊前供物代、火葬料、僧侶の謝礼等の実費額。
- ・健康保険法の埋葬料の額は政令で5万円(健康保険法施行令 第35条)。健康保険組合は規約で付加給付を行うことができます(健康保険法 第53条)。共済組合も附加給付を行うことができます(国家公務員共済組合法 第51条・地方公務員等共済組合法 第54条)。
- ・国民健康保険(国民健康保険法 第58条)・後期高齢者医療(高齢者医療確保法 第86条)の葬祭費の条文には「特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる」とあります。
- ・退職して健康保険の資格を失った日の後3か月以内に亡くなったときなどは、最後に加入していた健康保険から埋葬料を受けられる場合があります(健康保険法 第105条)。国民健康保険の葬祭費との関係は市区町村で確認してください。
- ・国民健康保険・後期高齢者医療の欄の「案内」は、練馬区・大阪市、神奈川県・埼玉県の後期高齢者医療広域連合の例です。協会けんぽで加入していた支部は「資格情報のお知らせ」またはマイナポータルで確認できます。

協会けんぽの添付書類(申請する人ごと)

被保険者が亡くなり被扶養者が申請／被扶養者が亡くなり被保険者が申請

☐ 事業主による死亡の証明(証明が受けられない場合は[A])

被保険者が亡くなり、被扶養者以外の生計を維持されていた人が申請

☐ 住民票(亡くなった被保険者と申請者が記載されているもの)

☐ 住居が別の場合は、定期的な仕送りの事実のわかる預貯金通帳や現金書留のコピーまたは亡くなった被保険者が申請者の公共料金等を支払ったことがわかる領収書など

生計を維持されていた人がいなくて、実際に埋葬を行った人が申請(埋葬費)

☐ 領収書(支払った方のフルネームおよび埋葬に要した費用額が記載されているもの)

☐ 埋葬に要した費用の明細書(費用の内訳がわかるもの)

[A]事業主の証明を受けられない場合・任意継続の場合(いずれか一つ)

☐ 埋葬許可証または火葬許可証のコピー

☐ 死亡診断書、死体検案書または検視調書のコピー

☐ 亡くなった方の戸籍(除籍)謄(抄)本

☐ 住民票など

ほかに、労働(通勤)災害の給付を請求中なら「労働基準監督署への照会に関する同意書」、第三者の行為による場合は「第三者行為による傷病届」、マイナンバーを記載した場合は本人確認書類。協会けんぽは「主に必要とされるもの」を掲載しており、ほかの書類が必要になることもあります。

国民健康保険・後期高齢者医療の葬祭費(市区町村で確認)

☐ 喪主(葬祭を行った人)の氏名が確認できる葬儀の領収書または会葬礼状など

☐ 喪主(申請者)名義の振込先口座がわかるもの

☐ 申請者の本人確認書類

☐ 亡くなった方の資格確認書(神奈川県の実例参照。返却済みなら不要)

練馬区・大阪市、神奈川県・埼玉県の広域連合の案内にもとづく例。必要なものは市区町村によって違います。健康保険組合・共済組合は加入していた組合の案内で確認してください。

わが家のメモ(ご自身で記入)

亡くなった人(名前)	
亡くなった日	年 月 日
葬儀(葬祭)・埋葬を行った日	年 月 日
加入していた健康保険	☐ 協会けんぽ ☐ 健康保険組合 ☐ 共済組合 ☐ 国民健康保険 ☐ 後期高齢者医療
保険者の名前・請求先	
申請する人(喪主など)	
時効の期限(自分で数えて記入)	年 月 日まで
申請した日・方法	年 月 日 ☐ 窓口 ☐ 郵送 ☐ 電子申請
支給された日・額	

時効は2年(数え始める日)

埋葬料・家族埋葬料(協会けんぽ)	死亡年月日の翌日
埋葬費(協会けんぽ)	埋葬年月日の翌日
葬祭費(国保・後期高齢者医療)	葬祭を行った日の翌日とする案内(練馬区・大阪市・神奈川県・埼玉県の広域連合の実例)
健康保険組合・共済組合	加入していた組合で確認

保険給付を受ける権利は、行使することができる時から2年を経過すると時効によって消滅します(健康保険法 第193条・国民健康保険法 第110条・高齢者医療確保法 第160条)。葬儀の領収書・会葬礼状は捨てずに保管してください。

出典(2026年10月4日確認)

- 健康保険法 第53条・第100条・第105条・第113条・第193条 <https://laws.e-gov.go.jp/law/211AC0000000070>
- 健康保険法施行令 第35条 <https://laws.e-gov.go.jp/law/215IO00000000243>
- 国民健康保険法 第58条・第110条 <https://laws.e-gov.go.jp/law/333AC00000000192>
- 高齢者の医療の確保に関する法律 第48条・第50条・第86条・第160条 <https://laws.e-gov.go.jp/law/357AC00000000080>
- 国家公務員共済組合法 第51条・第63条 <https://laws.e-gov.go.jp/law/333AC00000000128> ／ 地方公務員等共済組合法 第54条・第65条 <https://laws.e-gov.go.jp/law/337AC00000000152>
- 協会けんぽ「埋葬料・埋葬費」 https://www.kyoukaikenpo.or.jp/benefit/burial_charges/index.html
- 協会けんぽ「健康保険埋葬料(費)支給申請書」 https://www.kyoukaikenpo.or.jp/application_form/benefit/012/
- 地方職員共済組合「死亡したとき」／公立学校共済組合「埋葬料・家族埋葬料／埋葬料附加金・家族埋葬料附加金」
- 練馬区・大阪市(国民健康保険の葬祭費)、神奈川県・埼玉県の後期高齢者医療広域連合(葬祭費)の案内(書類・申請先・起算日の例)